

○運転免許取得者等教育の認定等に関する事務取扱要綱の制定 について

(令和5年3月24日例規第25号)

この度、別添のとおり「運転免許取得者等教育の認定等に関する事務取扱要綱」を定めたので通達する。

別添

運転免許取得者等教育の認定等に関する事務取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、運転免許取得者等教育の認定等に関する規則（令和4年県公委規則第10号。以下「規則」という。）第15条の規定に基づき、公安委員会が行う運転免許取得者等教育（道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項に規定する運転免許取得者等教育をいう。以下同じ。）の認定等に関する事務を適正に取り扱うため、必要な事項を定めるものとする。

第2 報告

規則第12条第2号の規定による報告は、次に掲げる事案について行わせるものとする。

- (1) 運転免許取得者等教育の実施中における交通事故事案
- (2) 運転免許取得者等教育指導員（運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第2条に規定する運転免許取得者等教育指導員をいう。）に係る交通事故事案
- (3) その他特異事案

第3 細目的事項

この要綱に定めるもののほか、運転免許取得者等教育の認定等に係る事務の取扱いに関する細目的かつ具体的な要領等については、県本部運転免許課長が別に定める。